

若年がん患者のための

にんようせい

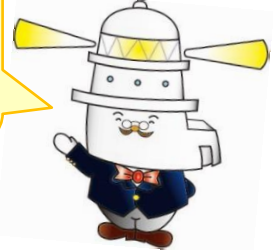
妊孕性温存治療費助成事業のご案内

令和2年4月以降に、妊孕性温存治療をした方に対して、費用の一部を助成します。

妊孕性温存治療とは…

生殖機能が低下するまたは失う可能性があるがん治療に関して、がん治療の前に精子、卵子、卵巣組織を採取し凍結保存、または受精卵を凍結保存する治療のこと。

※詳細は裏面参照



助成を受けることができる方

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- (1) 妊孕性温存治療開始日から申請日までの間、南伊豆町に住所を有している方
- (2) ガイドライン(※1)に基づき、がん治療により生殖機能が低下する、または失う恐れがあると医師に診断された方
- (3) 妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満の方
- (4) 南伊豆町不妊・不育症治療助成事業に基づく助成を受けていない方
- (5) 過去に他の地方公共団体から妊孕性温存治療の助成を受けていない方
- (6) 申請日に町税等を滞納していない方
- (7) 下記の医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

治療内容	医療機関
精子の採取凍結	がん治療の担当医師または温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結及び、端子の採取ならびに胚(受精卵)の凍結	静岡県特定不妊治療費助成事業実施要領第1(2)条及び別表の「特定不妊治療費助成事業における医療機関の指定基準」の規程により指定され、公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適用による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関

※1：小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版（一般社団法人日本がん治療学会編）

助成の対象となる治療と助成金額

助成は1人につき1回限りで、

申請書の提出期限は、妊孕性温存治療終了日の属する年度の末日です。

対象となる治療		助成上限金額
男性	精子の採取凍結	2万円
女性	卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚(受精卵)の凍結	40万円

※入院費、入院時の食事、文書料等治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持にかかる費用は対象外。

申請・問合せ先 **南伊豆町健康増進課(☎62-6255)**

申請の流れ

- 1、がん治療医療機関を受診、妊孕性温存治療に係る説明を受け、妊孕性温存治療医療機関を紹介してもらう。
- 2、妊孕性温存治療医療機関を受診、治療。
- 3、がん治療医療機関でがん治療。
- 4、交付申請書に必要な書類を添えて南伊豆町健康増進課へ申請する。

申請に必要な書類

- ①南伊豆町若年がん患者妊孕性温存治療費交付申請書（様式第1号）
- ②南伊豆町若年がん患者妊孕性温存治療費助成金交付申請に関する証明書（様式第2・3号）
- ③妊孕性温存治療に係る領収書（原本）

◎申請書類は、健康増進課窓口または南伊豆町ホームページからダウンロードできます。

【 妊孕性温存療法について 】

抗がん剤や放射線治療による生殖機能への影響

女性▶**卵巣機能(排卵機能)の低下または喪失**

男性▶**造精機能(精子を作る機能)の低下または喪失**

妊娠しにくくなったり、
妊娠できなくなる可能性あり
(治療内容等によって異なります。)

生殖機能に影響を与える恐れのあるがん治療を始める前に、卵子、卵巣、精子、胚（受精卵）を凍結保存することで、将来子どもを授かる可能性を残すことができます。

※がん治療を最優先に行う必要があるため、適応とならない場合もあります。

※妊孕性温存療法はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。

**がん治療を開始する前に主治医から十分に説明を受け、
納得したうえで、妊孕性温存治療を行ってください。**

申請・問合せ先 **南伊豆町健康増進課(☎62-6255)**